

サポート資源提供システム 資金提供プログラム

地域貢献サポートファンド みんな

運用規程

2003年 6月24日

特定非営利活動法人

せんだい・みやぎNPOセンター理事会承認

(前文)

地域のNPOの活動を促進し、地域社会の活性化につなげていくためには、民(市民・企業・各種団体など)による民(NPO)を支える仕組みが不可欠である。特に発展期にある団体の活動を促進し、責任を持って社会にサービスを提供していく団体に育成(インキュベート)していくためには、一定規模の資金支援の仕組みが必要となる。

このような背景から、宮城県内におけるNPOセクタービルディングのために「今、資金支援を必要とするところ」へ資金を提供する仕組みとして、また、地域の市民・企業・各種団体で地域貢献・社会貢献を志向する人々の想いの受け皿として、サポート資源提供システムの機能の1つとして資金提供プログラムを設置する。

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター(以下「センター」という)特別プログラム「サポート資源提供システム」(以下、「システム」という)運用規程第4条に基づく資金提供プログラムの運用に必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この資金提供プログラムは「地域貢献サポートファンド みんな」と称し、略称として「みんなファンド」を用いる(以下、「みんなファンド」という)。

(事業)

第3条 本規程前文、およびシステム運用規程に定める目的を達成するために、みんなファンドでは以下のような事業を行う。

- (1) NPOへの資金提供を通じて地域貢献・社会貢献を行いたい市民・企業・各種団体に向けた、相談・コンサルティング事業
- (2) 寄付者から預かった資金を適切なNPOに提供する、資金提供事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(相談・コンサルティング事業)

第4条 前条(1)の相談・コンサルティング事業については、センターが行う相談・コンサルティング事業と連携して行うものとする。

(資金提供事業)

第5条 第3条(2)の資金提供事業においては、以下の資金提供プログラムを運営する。各プログラムの運営に必要な事項については、別途定める。

(1) 資金提供中核プログラム「本体ファンド」運用による資金提供

(2) 寄付の仲介、助成事業の受託等による資金提供

(3) 個別の「冠ファンド」の運用

(委員会)

第6条 第5条(1)および(3)の「本体ファンド」「冠ファンド」の運用にあたっては、協議機関として委員会を設置することができる。委員会の運営に必要な事項については、別途定める。

(協議)

第7条 みんなんファンドの運営については、システム運営委員会と協議しながら進めるものとする。

(情報公開)

第8条 資金提供の実績については、マスコミ、インターネット等の媒体を活用して広く公開する。また、資金提供先のNPOの活動情報については、センターで別途運営する「NPO情報ライブラリー」と連携しながら公開を進める。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、みんなんファンドの運用に関し必要な事項は、システム運用規程に準じた上、運営委員会と協議の上定めるものとする。

附則

1 この規程は、2003年7月1日より施行する。

(以上)